

平成29年 第2回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成29年 2月28日(火) 午後14時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 13名
 - 1番 金崎 均 2番 水町 茂 3番 大西 準一
 - 5番 大福 裕子 6番 木浦 由子 7番 森 清一
 - 8番 永友 祥一 10番 永友 定己 11番 坂本 幸
 - 12番 宇治橋 俊美 13番 永友 清太 14番 渡瀬 俊弘会長 坂本 弘志
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
 - 第2 会期の決定(別記のとおり)
 - 第3 諸報告
 - 第4 議案第 5号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第5 議案第 6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について
 - 第6 議案第 7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
 - 第7 議案第 8号 非農地証明交付申請の承認について
 - 第8 議案第 9号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
 - 第9 議案第10号 農地の賃借料情報提供について
 - 第10 議案第11号 平成29年農作業標準賃金の承認について
 - 第11 議案第12号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定案」に対する意見について
6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭 局長補佐 三笠浩三
主 査 佐野由美

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、只今から平成29年第2回高鍋町農業委員会総会を開会いたし

ます。それでは、坂本会長、会の進行をよろしくお願いいたします。

[議長]

こんにちは、本日の委員、13名中全員が出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。本日は農業委員会等に関する法律第31条第1項に該当する案件がございます。議案討論の際に申し上げますのでよろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。本日の議事録署名委員には、6番 木浦 由子委員 7番 森 清一委員を指名いたします。なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第2の会期の決定につきましては別記のとおり、本日2月28日の1日間とすることについて、ご異議はございませんか。【異議なしの声有り】異議なしと認めます。よって会期は、本日2月28日の1日間と決しました。

日程第3の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

2ページをお開きください。諸報告、業務報告【2月】13日(月)第11回常設審議委員会です。会長が出席しております。14日(火)農業者年金加入推進個別訪問です。木浦委員、事務局からは佐野主査が出席しております。19日(日)たかなベグルメ町コンが行われています。事務局から三笠補佐、佐野主査が出席しております。この件につきましては業務報告、業務計画が終わり次第三笠補佐が概要について説明いたします。21日(火)現地調査です。渡瀬副会長、永友定己委員、金崎委員、事務局からは鳥井、佐野主査が出席しております。23日(木)平成28年度農業者年金受給者協議会会長・事務局長合同研修が行われています。会長、事務局からは鳥井が出席しております。本日28日(火)平成29年第2回高鍋町農業委員会総会です。全委員、全職員出席です。総会終了後、平成28年度第3回高鍋町農業経営改善対策会議が行われます。全委員、事務局からは鳥井、三笠補佐が出席です。

業務計画【3月】です。6日(月)平成28年度第2回宮崎県女性農業委員連絡協議会研修会が行われる予定です。木浦委員、大福委員が出席予定です。同じく6日(月)平成28年度宮崎県農業委員会等研修会が行われる予定です。7名と書いてございますが6名に訂正をいたします。事務局からは鳥井が出席予定です。なお、当日1時30分から宮崎観光ホテルで行われ

ますので、12時役場集合でお願いします。7日(火)平成29年度第1回高鍋町議会定例会開会予定となっております。まだ詳細、日程については報告がございませんので7日予定ということで記入させて頂いております。会長、水町委員、事務局からは鳥井が出席予定です。13日(月)第12回常設審議委員会が行われます。会長が出席予定です。21日(火)現地調査です。森委員、永友祥一委員、宇治橋委員、事務局からは鳥井、佐野主査が出席予定です。28日(火)平成29年第3回高鍋町農業委員会総会です。全委員、全職員出席予定です。業務報告、業務計画につきましては以上です。

それでは、2月19日に開催されたたかなベグルメ町コンについてご報告いたします。この行事はSSグループ、高鍋商工会議所青年部、農協青年部、SAP、観光協会、結婚相談委員で実行委員会を組織して行った行事となっております。行事内容につきましては大型バスを借受け、男女が乗りまして餃子作り体験、ハーブ牛の食べ比べ、それからコミュニケーションタイムとして町内の飲食店で食事、アトラクション等を行っています。高鍋町農業後継者結婚相談連絡協議会からは3名の方にご参加いただきました。最後のコミュニケーションタイムの際に気に入った方の番号札を入れてカップル成立された方だけご紹介するやり方をとったようですが、農業後継者結婚相談連絡協議会メンバーの方は残念ながら成立されなかったようです。簡単ですが報告いたします。

[事務局]

3ページをお開きください。県進達経過報告を申し上げます。農地法4条申請平成29年1月23日現地調査を行っております。申請人 ○○○○ 転用目的は一般個人住宅で問題ありません。

申請人 ○○○○ 転用目的は一般個人住宅で問題ありません。

なお、2月13日付けで許可となっております。

続いて4ページをお開きください。農地法第18条第6項の規定による通知についてです。

1番 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 地目 畑 5,680 m² 賃貸人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 賃借人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 解約届出日 平成29年2月15日 解約成立日 平成29年2月15日 土地引渡時期 平成29年3月1日 解約の理由は合意解約です。以上です。

[議長]

只今の報告についてご意見・ご質問はございませんか。【質問なし】それでは質問等無いようですから以上で諸報告を終わります。

日程第4 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

5ページをお開きください。議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

1番 賃貸借 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 田 面2,195㎡外1筆 貸付人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 この件につきまして担当の永友祥一委員お願いいたします。

[1番]

説明いたします。申請地は〇〇の西側にある田んぼです。今までこの農地を借りていた方が農業をやめたいということで地主の方に返され、地主である〇〇〇〇さんが借入人を探していたところ、〇〇〇〇さんが作りたいということで今回の申請になりました。〇〇〇〇さんはトラクター、田植機、コンバインを持っておられ、ここに飼料稲を作られるそうです。借地料は10a当たり〇〇円です。よろしく申し上げます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[10番]

説明します。2月21日事務局鳥井局長、佐野主査、委員3名で現地調査をしました。説明とおり綺麗に管理されていて何も問題はないと思われしますのでよろしく申し上げます。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

8ページをお開きください。農地法第3条調査書をつけております。農地法3条第2項各号に該当していない為許可要件をみたしていると考えます。借受人は〇〇地区において水稻を栽培しております。今回の申請は借受人の経営の拡大であり申請地において水稻を栽培する予定で、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと

考えられます。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

【質問なし】それでは質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり許可することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

2番 有償移転 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 畑 面積
3,513㎡外4筆 譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 譲受人
〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 この件につきまして担当の渡瀬副会長お
願いいたします。

[14番]

説明をいたします。〇〇〇〇さんは〇〇をされていたのですが、3、4年前
に身体をこわされて高齢で農業はできないとのこと。〇〇〇〇は委託も
されていたらしく、規模拡大ということで有償移転です。金額は総額〇〇円だ
そうです。農地取得後はジャガイモを植えたいということです。よろしくお願
いします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願
いします。

[1番]

報告いたします。21日に、渡瀬副会長、永友定己委員と事務局長、佐野主
査と現地調査してまいりました。この〇〇の周りにかたまっているのですが、
上から2筆目の4反にイタリアンが植えてあり、他の所は綺麗に耕耘されて
おり、すぐにでも作付けできる状態でしっかり管理されており問題ないと判
断いたしました。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

9ページをお開きください。農地法第3条調査書を付けております。農地

法第3条第2項に各号に該当していないため許可要件を満たしてあるものと考えます。〇〇〇〇は〇〇に設立され、〇〇〇〇の販売等をおこなっています。今回の申請は高齢化に伴う譲渡及び経営規模拡大ということで、申請地においてジャガイモの栽培を行うものであり、農地利用については従来と変更が生じないことから本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

【質問なし】それでは質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり許可することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり許可と決定といたしました。

[事務局]

6 ページをお開きください。3番 無償移転 農地の所在 大字〇〇字〇〇
〇〇番 地目 畑 面積 5,680 m²外1筆 譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地
〇〇〇〇 譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 この件につきまして
担当の宇治橋委員お願いいたします。

[12番]

説明いたします。現地は〇〇から〇〇に向かう付近の農地です。〇〇〇〇
さんは〇〇〇〇さんの〇〇さんで〇〇からの〇〇となります。〇〇〇〇さんは
〇〇で認定農業者でもあり、現在カラーピーマン 65a、早期水稻、飼料稲等を
親子4人で経営されております。今回の申請は〇〇から〇〇への〇〇というこ
とで問題はないかと思えます。よろしく申し上げます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願い
いたします。

[1番]

報告します。21日に農業委員3名と事務局とで行ってまいりました。一
部分が隣が山ですので竹が出てきておりますけども、普通に手入れがしてあ
りますので作付けもできると思えますので問題ないと考えます。よろしくお
願いします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

10ページをお開きください。農地法3条調査書をつけております。農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしてると考えます。譲受人は申請地において水稻、飼料稲を栽培しています。今回の申請は、譲渡人の高齢による経営廃止に伴う〇〇への〇〇であり、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

【質問なし】それでは質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり許可することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

4番 無償移転 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 田 面積 115㎡外 5筆 譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 この件につきまして担当の宇治橋委員お願いいたします。

[12番]

説明いたします。現地は〇〇になりますが、先程の3番と同じで〇〇〇〇さんが〇〇、譲受人は〇〇〇〇さんの〇〇で〇〇〇〇さんになります。現在、ミニトマトを32a、早期水稻、飼料稲等をパートを含めて6名で経営されております。今回の申請は〇〇から〇〇への贈与ということで問題はないかと思っておりますのでよろしく申し上げます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[1番]

説明します。先ほどと一緒に21日に現地調査に行ってきました。田植の時期ですから準備が出来ておりました。綺麗に整備されており問題ないと思います。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

11ページをお開きください。農地法3条調査書を付けております。農地法3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。譲受人は申請地においてミニトマト・飼料稲を栽培しています。今回の申請は譲渡人の高齢による経営廃止に伴う〇〇への〇〇であり、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

【質問なし】それでは質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり許可することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり許可と決定といたしました。

[事務局]

7ページをお開きください。5番 使用貸借 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 畑 面積 2,902 m²外 1筆 貸付人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 この件につきまして担当の坂本幸委員お願いいたします。

[11番]

説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんへの農地の貸借の件です。

現在〇〇〇〇さんは自作して農産物、しいたけ、野菜等を〇〇〇〇の直売所他〇〇〇〇の農産品直売所に出品されておられ、これからも計画的に出荷できるようにとのことです。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの〇〇〇〇さんになります。農地を借りて農産物を作りたいということですのでよろしくお願いします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[14番]

21日に金崎委員、永友定己委員、私（渡瀬副会長）と局長、佐野主査の

案内で現地調査をしましたので説明報告をいたします。坂本幸委員の説明どおりですが、〇〇〇〇さんは自宅で〇〇〇〇をやっておられ、〇〇〇〇さんの〇〇さんらしいですが、現地はハウスの中にしいたけの原木がたくさんあり、裏の方に〇〇〇〇が綺麗に整備されておりました。問題ないと思います。よろしくをお願いします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

1 2 ページをお開きください。農地法3条調査書を付けております。農地法3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。借受人は貸渡人の〇〇で経営規模拡大のため使用貸借契約を結ぶものです。申請地では〇〇〇〇を栽培しております。本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

【質問なし】それでは質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり許可することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり許可と決定といたしました。

[事務局]

6番 使用貸借 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 畑 面積 1,500 m² 貸付人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 借受人 〇〇大字 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇この件につきまして担当の坂本幸委員お願いいたします。

[11番]

説明いたします。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの〇〇さんの〇〇です。今回野菜やしいたけを栽培し年間計画的に出品できるようにしたいと聞いております。どうかよろしくをお願いします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[14番]

説明いたします。この件は先程の〇〇〇〇さんの〇〇です。〇〇〇〇さんは事業と農業を両立させたいと頑張っておられます。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

13ページをお開きください。農地法3条調査書を付けております。農地法3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。借受人は貸渡人の〇〇で経営規模拡大のため使用貸借契約を結ぶものです。申請地では果菜類を栽培しており、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

【質問なし】それでは質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり許可することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり許可と決定といたしました。

次に日程第5 議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

22ページをお開きください。議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認についてでございます。1番 農地の所在 大字〇〇字 〇〇 〇〇番 地目 宅地 面積 1.77 m² 申請人 〇〇 〇〇 〇〇番 〇〇〇〇 転用目的は進入路の一部でございます。担当の永友定己委員よりご説明をお願いいたします。

[10番]

説明いたします。4条の許可申請です。現地は〇〇〇〇から西へ行ったところですが、先程の説明でありましたように住宅が2件建った横の進入路が狭いということで、〇〇〇〇さんが買われたということです。鋭角になっているところで、m²数は1.77 m²で何も問題はないかと思われまますのでよろしく申し上げます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[1番]

説明いたします。永友定己委員から言われたように、26ページを見て頂くと良く分かると思います。隅切ですね。現地を確認しましたが、畳半畳ほどで、出入りにここがないと困りそうな所でした。別に問題はないと判断いたしました。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

先程の説明の中で地目が登記簿上宅地となっておりまして現況が畑となっております。地目が宅地でございますも耕作用に使用されていたということで畑ということになりますので農地法の適用を受けるところでございます。説明不足で申し訳ございません。

それでは説明させていただきます。申請地は、都市計画法に規定する用途地域、第2種中高層住居専用地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。転用目的は進入路の一部であり、転用面積は1.77㎡となっております。転用理由は、駐車場の進入路が狭いため、今回の申請に至っております。申請地の東側は宅地、南側、北側も宅地、西側は道路に接しており、農地とは隣接しておりません。

現状はコンクリート舗装を施行済みであります。事業費は、既に施工済であるため発生いたしません。

問題が発生した場合は、当方にて責任を持って対処し、迷惑のかからないようにするとの確約書が添付されております。また、既に事業完了ため、始末書が添付されております。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程第6 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書

承認についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

27ページをお開きください。議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認についてでございます。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 畑 面積 1,170 m² 所有権移転でございます。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は太陽光発電施設でございます。担当の渡瀬副会長よりご説明をお願いいたします。

[14番]

説明をいたします。この場所は〇〇のすぐ隣にあります。昔は〇〇〇〇さんの家があったんですけど、20年前位に家はなくなって更地になっていて現在は家庭菜園のような形でありました。1,170 m²ありますが20年位耕作されていません。今回、〇〇〇〇さんが譲ってくださいということで所有権を移転して太陽光発電施設をやりたいということです。〇〇〇〇さんに電話で確認したところ、価格ははっきり覚えてませんが〇〇円との事です。間違っていたら事務局の方でよろしく申し上げます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[1番]

説明いたします。渡瀬副会長が言われたように、32ページを見て頂くと良く分かると思います。既に白い部分には太陽光パネルがありました。現地調査した所は三角と崖側です。崖といいますか、下は32ページでいいますと右側の方は下が道路で崖という感じです。渡瀬副会長が言われたように畑としても再利用は無理かなと思いましたが、大雨の時は地下浸透だけで間に合うのかなという感じはしましたが、問題はないと判断いたしました。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、住宅等が連単する区域に近接した10ha未満の区域内にある農地

であることから第2種農地と判断されます。

転用目的は太陽光発電施設であり、面積は1,170㎡となっております。代替地選定につきましては外3カ所につきまして可能性を検討されましたが建設に必要な条件が確保できず、当該地につきまして申請するに至っております。

申請地中央に向け傾斜が付くように造成し、隣接する周辺土地への雨水等の流出がないよう対処することとなっております。本件転用による新たな排水発生はなく、また、土地造成は整地のみであり排水は自然浸透による現状と変更が無いとのこととなります。隣接する土地の地権者へは事業内容を説明の上同意を得ているとのことです。なお、被害防止には十分に対処するが、万が一被害が生じた場合には、当方で責任を持って対処すると申請書に記載してございます。

事業費につきましては土地取得費〇〇円、建築工事・土地造成費用〇〇円、合計〇〇円となっております。なお、資金につきましては金融機関の残高証明書が添付されております。また、経済産業省の設備認定通知書・九州電力の工事費負担金請求書が添付されております。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認と決定といたしました。

次の案件につきましては〇〇委員の親族の〇〇の案件となり、農業委員会に関する法律第31条第1項に該当し、〇〇委員につきましてはこの案件への議事参加ができませんのでしばらくの間ご退席をお願いします。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 畑 面積 218㎡外
2筆 所有権移転となります。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇
譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は太陽光発電施設
となっております。担当の永友祥一委員よりご説明をお願いいたします。

[8番]

説明します。申請地は34ページを見て頂ければ良く分かります。〇〇の裏の農地です。〇〇〇〇は27年に2ヶ所太陽光発電施設を作られています。今回、新たに3カ所の申請になります。外部をフェンスで囲い砕石して整地し雨水が外部に流れないように配慮するということですのでよろしくお願

したいと思います。土地代金は3筆で〇〇円となっております。
以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[10番]

説明します。2月21日、事務局鳥井局長、佐野主査、委員3名で現地調査をしたところ、先程の説明のとおりで荒地にはなっておらず何も問題はないと思われますのでよろしく願いいたします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、住宅等が連単する区域に近接した10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。転用目的は太陽光発電施設であり、面積は935㎡となっております。

代替え地選定につきましては、外2ヶ所につきまして可能性を検討されましたが地権者及び近隣地権者と用地交渉の結果、建設に必要な条件が確保できず、当該地につきまして申請するに至っております。

外周はフェンスで囲み、雨水が外へ流出しないように配慮し、雨水排水については碎石にて整地、外周盛土をし、浸透トレンチを利用し地下浸透にする計画となっております。また、不測の事態が起きた場合は自社で責任を持って対応するとの確約書が添付されております。

事業費につきましては、土地取得費〇〇円、造成費用〇〇円、機械設備費用〇〇円、合計〇〇円となっております。なお、資金につきましては金融機関の残高証明書が添付されております。

また、経済産業省の設備認定通知書・九州電力の工事費負担金請求書が添付されております。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

続きまして3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 畑 面積 571 m²外3筆 所有権移転となります。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は太陽光発電施設となっております。担当の永友祥一委員よりご説明をお願いいたします。

[8番]

説明します。申請地は39ページを見て頂ければ良く分かります。先程の場所から東に行った農地です。ここに〇〇〇〇が太陽光発電施設を作られるということです。外部をフェンスで囲い砕石して整地し雨水が外部に流れないように配慮するということですのでよろしくお願ひしたいと思います。土地代金は4筆で〇〇円となっております。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[10番]

説明します。2月21日、事務局2名、委員3名の5名で現地調査をしたところ、先程の説明のとおりで綺麗に管理されていて何も問題はないと思われまますのでよろしくお願ひいたします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、住宅等が連単する区域に近接した10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。転用目的は太陽光発電施設であり、面積は1,855 m²となっております。

代替え地選定につきましては、外2ヶ所につきまして可能性を検討されましたが地権者及び近隣地権者と用地交渉の結果、建設に必要な条件が確保できず、当該地につきまして申請するに至っております。

外周はフェンスで囲み、雨水が外へ流出しないように配慮し、雨水排水については砕石にて整地、外周盛土をし、浸透トレンチを利用し地下浸透にする計画となっております。また、不測の事態が起きた場合は自社で責任を持つ

て対応するとの確約書が添付されております。

事業費につきましては、土地取得費〇〇円、造成費用〇〇円、機械設備費用〇〇円、合計〇〇円となっております。なお、資金につきましては金融機関の残高証明書が添付されております。

また、経済産業省の設備認定通知書・九州電力の工事費負担金請求書が添付されております。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認と決定といたしました。

[事務局]

28ページをお開きください。4番です。農地の所在 大字〇〇字〇〇〇〇番 地目 畑 面積 2,669 m² 所有権移転となります。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は太陽光発電施設となっております。担当の永友祥一委員よりご説明をお願いいたします。

[8番]

説明します。44ページを見てください。申請地は〇〇を北に行って〇〇の手前左側の農地です。ここに太陽光発電施設を作られるということです。外周をフェンスで囲い砕石して整地し雨水が外部に流れないように配慮するということですのでよろしくお願ひしたいと思います。土地代金は 2,669 m² で〇〇円となっております。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[10番]

説明します。2月21日、事務局2名、委員3名の5名で現地調査をしたところ、先程の説明のとおりで綺麗に管理されていて何も問題はないと思われまますのでよろしくお願ひいたします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、過去の公共投資の実績もない、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。転用目的は太陽光発電施設であり、面積は2,669㎡となっております。

代替え地選定につきましては、外2ヶ所につきまして可能性を検討されましたが地権者及び近隣地権者と用地交渉の結果、建設に必要な条件が確保できず、当該地につきまして申請するに至っております。

外周はフェンスで囲み、雨水が外へ流出しないように配慮し、雨水排水については砕石にて整地、外周盛土をし、浸透トレンチを利用し地下浸透にする計画となっております。また、不測の事態が起きた場合は自社で責任を持って対応するとの確約書が添付されております。

事業費につきましては、土地取得費〇〇円、造成費用〇〇円、機械設備費用〇〇円、合計〇〇円となっております。なお、資金につきましては金融機関の残高証明書が添付されております。

また、経済産業省の設備認定通知書・九州電力の工事費負担金請求書が添付されております。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認と決定といたしました。

(〇〇委員席へ戻る)

次に日程第7 議案第8号 非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

48ページをお開きください。議案第8号 非農地証明交付申請の承認についてでございます。

農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 畑 面積 2,568㎡ 申請者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 非農地の理由は農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であるということでございます。担当の大西委員よりご説明をお願いいたします。

[3番]

説明いたします。50ページを見てください。この土地は20年位前になると思いますが、〇〇に土砂が埋まり、申請地の横は8反位山林になっているのですが、〇〇が山林になっていてそこへ土砂を埋め立てるということだったので、建設業者が申請地の畑まで土砂混じりの土を埋めてしまいました。問題なのは申請地は青地でもあるし、本来はこのような状態になるまでに、土木課から何か説明があると良かったのではないかと思います。山林だけ埋めればよかったのですが、このようなケースはどのように考えればよいのか皆さんよろしく願いいたします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[14番]

21日に金崎委員、永友定己委員、私〔渡瀬副会長〕と局長、佐野主査の案内で現地調査をしましたので報告をいたします。現地は〇〇と〇〇の境なんですが、〇〇〇〇の看板はありましたが現在はやってないような感じでした。現地は傾斜でほとんど山林化してました。青地らしいですけど、ここでは作物は出来ないような現状です。皆さんと話し合いをした結果、農振をはずさないと何もできないと判断しました。局長に確認したところ産業振興課には話はしてありますということですのでよろしくをお願いします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であり、大部分が森林の様相を呈している状況であります。一部原野状態になっている箇所もございますが、この部分については土に石が混在しており容易に耕作出来る状態ではございません。

当該農地は農業振興区域の農用地区域内の農地であります、青地ということでございます。青地でございますが担当課より非農地判断については、耕作放棄地であり、農地の集約等にも影響がないため問題なし、との意見書をいただいているところでございます。また、一ツ瀬川土地改良区からは非農

地判断として進めてもかまわないとの意見をいただいているところでございます。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

[11番]

いつ頃埋め立てたのですか。

[3番]

〇〇が出来た頃です。20年以上前です。

[事務局]

51ページの写真をみていただくと、西側から撮った写真です。東側は大西委員のおっしゃるように原野状態で草は生えておりません。石がゴロゴロしてます。おそらく3分の1程度が原野状態になっていると思います。

[議長]

他に何かありませんか。

[8番]

非農地証明が出たら何か得をするのですか。

[事務局]

今、農地ということになってますが、地目を山林や原野に変更することが出来ます。但し先程から話が出ているとおり青地で農振がかかっていますので農振の除外をしないと他の物を造ることはできません。この事については申請者にも伝えてあります。

[13番]

確認ですけども、杉とか石を取り払っても土砂自体が石とかあって農業委員会が見ても農地にはならないということですか。

[事務局]

そこまでは確認してませんが、木や竹がたくさん生えていて山林状態になっています。

[13番]

周りは石とかですか。

[事務局]

そうですね。

[議長]

他ございませんか。【質疑なし】それでは質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

ここで10分間休憩をします。

[議長]

それでは再開いたします。

次に日程第8 議案第9号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

52ページをお開きください。議案第9号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について

1番 所有権移転です。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 4,466㎡外 2筆 所有権を移転する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[12番]

説明いたします。これは5年前のあっせんで成立した土地でございます。〇〇〇〇が実施する農地売買等の事業による売渡です。〇〇〇〇との利用権設定が5年を経過しており任期満了ということで〇〇〇〇さんへ売渡ということになっています。金額は8,965㎡で〇〇円です。現地は〇〇でございます。よろしく申し上げます。以上です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 469 m²外 1筆 利用目的は農業用施設用地です。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[12番]

説明いたします。現地は〇〇から〇〇に行く道と、〇〇から〇〇に行く道のちょうど三差路の所の畑です。〇〇の畑なんですけど〇〇〇〇さんが農産物販売設備また駐車場を造りたいということでの所有権の移転でございます。利用目的は申請地の前に〇〇〇〇さんが〇〇のハウスを建てておられます。主に〇〇を直販する施設ということで農業用施設に該当します。〇〇〇〇さんは認定農業者でもあり、この促進法に基づく計画になっております。問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[14番]

説明いたします。宇治橋委員の説明のとおりですが、現地調査に行った時には里芋が植えてありまして、昨日行ってみたら全部収穫してあり立派になっていました。何も問題はないと思います。よろしくをお願いします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は農業振興地域内の農用区域内の農地であります。転用目的が農業用施設に該当する農畜産物販売施設及びその駐車場であるため転用の対象となります。また農業振興地域整備計画においてもすでに農業用施設用地に用途変更されております。転用目的は近隣のハウスで〇〇生産する〇〇等の販売及び駐車場の建設であり、面積は合計で1,981 m²となっております。転用理由は〇〇生産する農産物の販売強化、並びに〇〇摘み取りに訪れる観光客の大型バス等の駐車場がないといった理由から今回の申出に至っております。盛り土及び舗装は実施せず、転圧後にバラスを入れ造成し、雨水については基本

的には自然浸透にて対処しますが北側の勾配を高くし、南側に設置する集水枡や排水路に流れるよう整地をすることにより隣接農地への土砂流出防止に努めるとの計画になっています。

事業費は、土地代、造成費、建築費を含めて総額約〇〇円であり、資金については自己資金の残高証明書が添付されており事業費的にも問題ないと思われれます。

また、転用について協議が整い、差し支えないとする一ツ瀬川土地改良区の意見書が添付されております。以上です。

[12番]

申し遅れましたけど、反当が総額〇〇となっております。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 896 m²外 1筆 所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の木浦委員よりご説明をお願いいたします。

[6番]

説明いたします。この土地は去年の1月からあっせんに出てましてやっと解決しました。〇〇〇〇さんが作っていたんですが、山の下で陰になると言われてましたがなんとか買い受けてもらうことになりました。何も問題はないと思いますのでよろしくお願ひします。総額で〇〇です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

53ページをお開きください。4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 3,134 m² 所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の木浦委員よりご説明をお願いいたします。

[6番]

説明いたします。この土地は〇〇〇〇さん個人の土地を〇〇〇〇へ変える案件です。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 551 m² 所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の永友清太委員よりご説明をお願いいたします。

[13番]

説明いたします。申請地は〇〇から西へ150mほど行くと〇〇があるのですが、その西側になります。申請地は以前から〇〇〇〇さんが作付けをされていて、〇〇〇〇さんが今後も自分では作付けが出来ないということで〇〇〇〇さんを買って頂けないかと相談したところ、今回話がまとまり申請となりました。〇〇〇〇さんは認定農家でもあり、権利を取得されたあとにも引き続き早期水稻を作付けされる予定で問題ないと思いますよろしく申し上げます。対価は〇〇円となっています。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 319 m² 所有権を移転
をする者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者
〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、担当の永友清太委員よりご説明をお願い
いたします。

[13番]

説明いたします。申請地は〇〇〇〇の北側にあります。〇〇〇〇さんが今
後も作付け出来ないということでこれまで〇〇をしてきた〇〇〇〇さんが買
い受けるものです。引き続き早期水稻を作られる予定で綺麗にロータリーも
かけてあります。〇〇〇〇さんも認定農業者です。対価が〇〇円となってい
ます。よろしくお願ひします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませ
んか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件
原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認め
ます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に利用権設定です。

[事務局]

54ページをお開きください。利用権設定です。1番 農地の所在 大字
〇〇字〇〇 〇〇番 畑 1,533 m²外 5筆 利用権を設定する者 〇〇大字
〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇
番地 〇〇〇〇、担当の永友祥一委員よりご説明をお願いいたします。

[8番]

説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の賃貸の契約で
す。申請地は〇〇の周辺になりまして、〇〇〇〇さんの経営規模拡大となっ
ております。契約後は甘藷を作付けされます。問題はないかと思われま
す。借地料は10a当たり〇〇円です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませ
んか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件
原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認め
ます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 337 m²外 2筆 利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の金崎委員よりご説明をお願いいたします。

[1番]

説明いたします。場所は〇〇で〇〇の信号から北へ500mほどいったところ。〇〇の反対側に〇〇がありその近辺です。〇〇〇〇さんは体調を崩されており自分では耕作出来なく、現在も別の方に貸しておられましたがその方も継続できないということで、今回〇〇〇〇さんをお願いすることになりました。ご存知のとおり〇〇〇〇さんは認定農家でもあり大々的に農業をしておられますので問題はないと思います。よろしくお願ひいたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次の案件につきましては〇〇〇〇ご本人の案件となり農業委員会に関する法律31条第1項に該当し〇〇〇〇につきましてはこの案件への議事参加ができませんのでしばらくご退席をお願いします。

[事務局]

55ページをお開きください。3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 340 m²外 1筆 利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 代理として隣接地区担当の坂本幸委員よりご説明をお願いします。

[11番]

説明いたします。〇〇〇〇様から〇〇〇〇様への農業経営基盤強化法での利用権設定です。場所は〇〇へ行く途中に〇〇が通っており、その手前400m位の道路を挟んだ南側の土地です。〇〇〇〇様は認定農業者でもあり主に根菜類を栽培されており、雇用の面でも地元の方々に貢献されておられますのでよろしくお願ひいたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

続きまして日程第9 議案第10号 農地の賃借料情報提供についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

[事務局]

63ページをご覧ください。議案第10号 農地の賃借料情報提供についてです。農地の賃借料情報提供につきましては農地法第52条に基づいて行うものです。農地法第52条を読み上げます。「農業委員会は農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調査に記するほかその所掌事務を的確に行う為農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整備、分析及び提供を行うものとする」とあります。

昨年1月から12月までの農地法第3条許可による賃貸借契約や農業経営基盤強化促進法の報告による利用権の設定の賃借料を集計したものです。承認されましたらホームページにも掲載したいと考えています。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

[議長]

事務局の説明が終わりましたが。ご質問ご意見はございませんか。

[3番]

ハウスの施設の部で平均価格が5万9千円ですが最高はどれくらいですか。

[事務局]

去年、一昨年とデータがなくこの参考は平成26年の1月から12月のものとなっております。確か5万9千円が4件だったと思います。

[議長]

よろしいでしょうか。

[3番]

今度、賃借料のあっせんをしたいと思っていて、高い頃は7万か8万という話も聞いていたので確認しました。

[事務局]

総会后調べて報告したいと思います。

[議長]

その他何かありませんか。

[事務局]

補足ですが、一番下に書いてありますようにこの金額はあくまでも目安としてお示しするもので実際には貸し手、借り手の双方でよく話し合いをして決めてくださいとあり、参考として情報提供するものです。

[議長]

それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

続きまして日程第10 議案第11号 平成29年農作業標準賃金の承認についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

[事務局]

64ページをご覧ください。議案第11号 平成29年高鍋町農作業料金(参考)案の承認についてです。この件につきましても農地法第52条に基づき情報提供を行うものです。本案は1月総会に開催されました西都、児湯管内農業委員会事務局長会議で協議された結果をもとに作成されております。内容につきましては、機械あぜぬり1m当を40円から46円、荒代10a当を2,800円から3,000円、植代10a当を3,900円から4,000円、荒田～仕上10a当を10,000円から10,200円、荒田～田植(請仕事)あぜぬり含む10a当を15,500円から15,800円、一般作業8時間の金額を5,600円から5,800円、時間賃金1時間693円から714円に変更しております。こちらにつきましても承認して頂いた後にはホームページ及び回覧によって情報提供を行うものです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

[議長]

事務局の説明が終わりましたが。ご意見ご質問はございませんか。

[7番]

受託料の単価ということで書いてありますが、なかには受託された方が委託された方に請求書を出す時に消費税が入っている時があると言われたよう

ですが農作業の場合消費税は発生しないのですか。

[事務局]

事務局の会議のなかで示されたこの金額につきましては消費税抜きの金額ということです。

[7番]

この受託については消費税は発生しないということですね。

[事務局]

発生する場合もあると思います。この件につきましては郡内の農業委員会事務局長会議で決まりましたので事務局であります〇〇農業委員会に確認をとりたいと思います。

[10番]

昨年度、時間賃金が宮崎県の場合は最低賃金が改正されましたが、714円がいいのですか。

[事務局]

改正された金額が714円です。これもあくまでも参考ですのでお互いに話合って決めて頂くということになります。なかには農業委員会が決められているからおっしゃる方もいるようですがあくまでも参考です。

[議長]

その他ご意見ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

続きまして日程第11 議案第12号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定案に対する意見についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。なお産業振興課の担当者に補佐として同席して頂きますがよろしいでしょうか。【はいの声有り】それではお入り下さい。

[事務局]

それでは65ページをお開きください。手元にお配りの基本的な構想の改定案をご覧ください。議案第12号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定案に対する意見について。農業経営基盤の強化の促進に関

する基本的な構想につきましては、おおむね5年毎にその後の10年間につき定めるものとされている県の基本方針が平成28年10月に見直されたことに伴い、今回高鍋町の基本構想を見直すことになりました。担当課である産業振興課の兵藤主査より改定様式を説明して頂きますので改定案についてのご意見を頂きますようよろしくお願いいたします。

[産業振興課]

失礼します。産業振興課兵藤です。見直しのポイントについて説明させていただきます。はじめに法の改正に伴うものについて説明いたします。2点ございます。

1点目です、5ページをご覧ください。5ページの下の部分4行ほどにおいて農業生産法人の文字が消してあり、代わりに農地所有適格法人の文字が記載されています。網掛けをしている部分が新たに書き加える文字です。これは平成28年4月1日施行の改正の法に対応したものです。5ページから40ページにかけて農業生産法人の記載が出てきますがこの全てを農地所有適格法人に書き換えております。

2点目です。7ページをご覧ください。1行目に⑤とありましてその後に文言が追加されております。これは平成28年12月1日付け農業経営基盤強化促進法の基本要綱の一部改正に対応したものです。内容としては法人が農地中間管理機構に利用権の設定を行う場合について記載が追加されたものです。法の改正に伴うものは以上2点です。

次に県の基本方針の見直しに伴うものについて説明いたします。2点ございます。

1点目です。2ページをご覧ください。2ページ中に表が二つありましてその下の文章がそれぞれ2行に渡って削除してあります。ここは農業法人1経営体当たりの役員報酬等の目標をうたっている部分ですが、今回県が両目標を削除いたしましたので町の改定案においても削除しております。県の見解としては、法人の経営には色々なパターンがあり必ずしもこの文言がその経営体に当てはまるとは言えないので削除したということでした。

2点目です。17ページをご覧ください。17ページから39ページにかけて農業経営の基本的指標が示してあります。今回県が営農類型や生産方式についてを見直しを行いましたのでそれらを反映させた形で加除を行いました。なお営農類型と農業経営の規模については従来のものから変更しておりません。また見直しにあたっては児湯農協改良普及センターの助言を頂いたことを申し添えます。

続きまして、町単独の見直しについて説明いたします。これも2点ございます。

1点目です。6ページをご覧ください。上から10行目に(エ)があり、この中の青壮年のという文言が削除してあります。ここは利用権の設定等の受ける者となるべき要件をうたった部分ですが、近年就農者が高齢化してきておりますのでこれに対応するべく青壮年という条件を外す見直しを行うものです。

2点目です。37ページをご覧ください。新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき基本的指標の施設野菜基幹型(ピーマン)が示してあります。これまでは組織経営体として指標を記載していましたが、今回の改訂で個別経営体に変更いたしました。面積や農業従事者数が縮小してあります。それに伴い39ページにありますこれまでの指標は全文削除といたします。

最後に確認のうえ変更しなかった点についてお伝えします。2ページをご覧ください。2ページ中に表が二つあります。上が認定農業者等の年間農業所得及び年間労働時間の目標、下が新規就農者の同目標です。年間農業所得について高鍋町と宮崎県の平均的な勤労者の生涯所得額と1人当たりの所得額を用いて積算を行いました。積算した結果、現行の目標所得額とほぼ同額でしたので変更を行わないこととしました。見直しのポイントの説明については以上です。よろしくお願いたします。

[議長]

事務局の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり農業委員会としては承認といたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わりましたが事務局からその他連絡事項がありましたらお願いします。

それでは、これもちまして、平成29年第2回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(16時10分終了)

高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 6 番

署名委員 7 番